

革命期オーストリアの食糧問題（1918～20年）

—農村部における護国団台頭の社会的背景—

古 田 善 文

Nahrungsmittelprobleme in der Zeit der österreichischen Revolution(1918～1920): Untersuchung über die sozialen Hintergründe der Heimwehrentwicklung auf dem Lande

Yoshifumi Furuta

はじめに

両大戦間期オーストリアの護国団（Heimwehr）運動は、第1次大戦直後に農村部を中心に成立した自警団から、20年代後半には反マルクス主義・反議会制民主主義・「身分制」国家の樹立を主要な要求に掲げるファシズム的な反共和国運動へと発展し、第1共和制の解体過程で重要な役割を担うことになる。この運動の特徴を社会的基盤という点で論じてみると、第1に、護国団が農村社会に成立した自警団にその起源をもっていたという事情から、運動内における農民層の比重の高さが際だっていた。第2に、指導者レベルでは退役軍人・旧貴族層・地方知識人が多かったことも、護国団の社会的基盤の重要な特徴となっていた。

次に、護国団がこうした社会階層を結集した背景のうち指導者については、従来の研究でも、敗戦と革命による旧ハプスブルク帝国支配者階級の社会的・経済的没落と、労働者勢力の伸長に対する地方知識人の危機意識という側面から、説得力のある説明がなされている。⁽¹⁾しかしその一方で、農民層と護国団の結合要因については、従来の主要研究でも十分な説明がなされていない。

本稿は護国団そのものを直接の対象とするものではないが、従来の研究史的問題点をうけて、農民層を後に護国団に結集させる重要な要因となった反マ

ルクス主義の問題を、共和国誕生期つまり革命期⁽²⁾に遡って検討する。たしかに、筆者も別稿⁽³⁾で指摘したように、護国団がブルジョア政党の支援下に組織的整備をすすめるのは20年代に入ってからのことであつたし、この運動が農民層を大量に獲得したのは、オーストリアに内戦状況を生起した1927年の「7月事件」を境とする20年代末であつた。しかし、護国団研究において革命期の問題を欠落させることができないのは、後の運動発展に重要な意味をもつ農民層の反社会民主党・反労働者・反ウィーン感情が、まさにこの時期に強化されたためである。

では、農民層のこうした敵対感情は具体的に何を契機として増幅されたのであろうか。この問題を考察する手がかりとして本稿は、共和国誕生直後の絶望的な食糧・燃料不足のなか、農村部で食糧調達に携わった労働者レーテ（評議会）（Arbeiterräte）や国民軍（Volkswehr）の活動に注目する。つまり、本稿の重要な課題は、社会民主党と密接な関係にあつた革命期の労働者レーテや国民軍の農村部における食糧調達活動の実態把握と、こうした活動が農民の反感を醸成する過程を検討することである。しかし、わが国におけるオーストリア革命期に関する研究状況の立ち遅れという事情も考慮⁽⁴⁾して、本稿の前半部では農村部での食糧調達活動の前提となつた都市部の食糧・燃料事情についても、その実態把握を試みることにする。

Ⅰ．革命期の食糧・燃料問題

1918年10月30/31日の社会民主党のカール・レンナー（Karl Renner）を首班とする暫定政府の樹立、11月11日の皇帝カールの退位、翌12日の共和国宣言という経過をたどりながら、ハプスブルク帝国は瓦解し、オーストリア第1共和国〔1918～1938年〕が成立した。「コンセンサスによる革命」⁽⁵⁾と形容されるオーストリア革命は、左翼を代表する社会民主党とブルジョア諸政党が、共和国・議会制の護持に共通の関心を抱いたことにより、ドイツやハンガリーとは異なる穏健な展開をみせることになる。

しかし、新政府に結集した社会民主党、キリスト教社会党、ドイツ民族主義派の代表者には、「社会化」問題・新軍建設をめぐる対立をはじめ、戦勝国との間の戦後処理問題など、緊急に解決を要する内外の難問が残されて⁽⁶⁾いた。そのひとつに国民の日々の糧をいかに確保するかという問題があつた。

ハプスブルク帝国瓦解後、民族自決の理念にのっとり主権を獲得した継承諸国は、オーストリアに対する食糧・燃料の搬出を拒否していたし、連合国の対オーストリア経済封鎖措置も1919年春まで解除されなかった。加えて大戦の影響により、国内農業生産高が激減したという不都合な条件もあった。食糧・燃料をめぐるこうした種々の制約は、国民生活に重大な障害を与え、さらに数々の社会問題を派生させた。深刻な燃料不足による工場操業の低下は、必然的に失業者を激増させる原因となったし、大都市に「飢餓状況」を現出させた食糧不足は、大戦直後に頻発した都市住民の飢餓暴動・略奪・デモの主要なモチーフとなっていた。また、オーストリアでは、軍隊と密接な関係を保ち労働者の統一に成功していた社会民主党の影響力の前に、共産党は小グループにとどまっていたが、この党はこうした暴動・デモを革命の急進化の糸口とみなし、積極的に加担していく。つまり、当時の食糧問題は、単なる社会問題の枠内にとどまらず、新生共和国の政治的方向性を規定しかねない重要な意味をもっていたのである。以上を踏まえた上で、ここでは革命期オーストリアの都市・農村の状況と、住民の対応を子細に検討していくことにする。

1. 都市部の状況

帝国期において、シュタイヤーマルク州の製鉄・機械工業、下オーストリア州の産業、ウィーンの加工製造業、フォアアルルベルク州の繊維産業は、シュレジェン地方の石炭にその多くを依存していた。大戦直後、オーストリアが必要としていた年間石炭量は1,250万tであったが、チェコスロヴァキア政府が国境を閉鎖して、シュレジェンからの石炭の搬出を拒否して以来、約250万tの低品質の国内褐色炭が手に入れることのできる全と⁽⁷⁾なっていた。

燃料不足に伴う工場操業の停滞によって、オーストリアでは失業者が激増しつつあったが、とくにウィーンの失業者問題は、戦線から復員してきた兵士達⁽⁸⁾が集中していたこともあって最も深刻な様相を呈していた。ウィーンの失業者数は、1918年末には2万4,503人であったが、翌19年の2月から4月の間に13万1,000人へと増加した。これは5月1日に調査されたオーストリアの全失業者数18万5,238人の70%以上がウィーンに集中していたことを示している。

石炭と同様、オーストリアは食糧についても、ハンガリーの穀物・食肉、ベーメン、ガリチア地方の砂糖に大きく依存していたが、帝国の瓦解によってこうした諸国からの食糧搬入はとだえることになった。一方、国内農業も大戦中の

出征に伴う労働力の減少、軍に対する強制供出によって大きな打撃を受け、大戦直後のオーストリアの農業生産高は、1913年の水準の53%にまで低下して⁽⁹⁾いた。そのため、1918年の国内農業生産高だけでは、オーストリアが必要とする小麦粉の1/4、ジャガイモの1/5、肉の1/3、食用油の1/20、砂糖の1/14しか⁽¹⁰⁾賄うことができなかつた。

こうした制約をうけて各都市の食糧事情は深刻な状況にあった。とくに全人口の約1/3が（1923年には約187万人）集中していたウィーンの食糧不足は最も危機的な様相を呈していた。スイスの国際赤十字社の調査団が作成した1919年2月14日付け報告によれば、市民に対する食糧・燃料配給予定量と現実との落差は具体的に以下の如くであった。

「パン：週あたり1個 Laib=1260gの配給。ただし重労働者は3/4 Laibの追加。小麦粉：週250g。牛肉：週125g。ただし長期にわたり購入不可。牛乳：1歳まで毎日1ℓ，1-2歳3/4ℓ，2-6歳1/4ℓ，6-14歳1/3ℓ。戦前のウィーンの牛乳消費量は1日あたり95万ℓであった。現在ウィーンには1日あたり50~60万ℓしか流入しておらず、しかもその一部は酸っぱくてとても飲めない。住民の多数は数カ月前から一滴の牛乳も目にしていないし、医者が必要と認めた病人や子供達も受け取ることができない。砂糖：月750g。脂肪：週120g。しかし実際は40g。ジャガイモ：週1Kg。現実には長期にわたって存在せず、あったとしても小さく質も悪い。石炭：煮炊き用に一世帯あたり週20Kg。暖房用に25Kgが割当てられていたが、1918年10月以来なし。しかも煮炊き用石炭は褐色炭。」⁽¹¹⁾

こうした劣悪な食糧事情下にあつては、子供や老人等の社会的弱者が真先にその影響を受けたことは言うまでもない。それを如実に反映する指標として、幼少者の健康状態の阻害があげられる。当時、医師によって検診を受けたウィーンの学童18万6,000人のうち、栄養失調の疑いを持たれたのは約96%にあたる17万8,000人（内、過度の栄養失調と診断されたのは過半数の9万6,000人）に⁽¹²⁾のぼっていた。

以上の数値からも、大戦直後のオーストリアの都市部における燃料・食糧事情の概観が把握できるが、当時のウィーン市民の困窮した生活状態をより一層身近なものにするため、ここではさらに市井の声をみていこう。

ゲイツガッセ15番地に住むある戦争未亡人は次のように記している。

「私は平凡な一市民の妻ですが、家族を養わなければなりません。朝の4時から5時頃、私達は市場にでかけますが、空の籠のまま家に戻らなければなりません。何もないからです。一滴の牛乳もありません。生後6カ月にも満たない乳飲児達ですら、ドロドロに煮つぶしたジャガイモで育てられています。…。私達は真っ黒の戦時代用コーヒーを飲み、それに加えてひとかけらのパンを食べています。家族は4人ですが、一週間にパンを4個買います。一個は1.2Kgです。…。昼食と夕食の料理用に石炭を週に20Kgうけとりますが、それだけでは料理にも十分ではなく、まして一部屋の暖をとることは不可能です。午後4時には店が、また8時には家々の門が閉じられます。ガスも電気もないからです。馬肉屋の前で私達は夜の8時半から翌朝の8時まで立ちつくします。運がよければ、500g程の馬肉を手に入れることができるからです。…。市場にでかけると私の前にひとりの子供が順番を確保するために立っています。というのも、夜が明ける前から何百人という女達がまっているからです。人がやってきて、何を待っているのかと尋ねますが誰も知りません。…でもみんなは、ひょっとして何かが来ることを待っているのです。…キャベツをのせた馬車が一台やってくるのが見えます。ハイエナのように誰もがそれに殺到します。ひょっとして待っていたことが無駄になるのでは、そして手ぶらで家に帰らなければいけないのでは、という恐怖に駆られて争いや取っ組み合いがおこります。突然、叫び声があがって、一団の人々がある街頭に押し寄せます。ユダヤ人が卵を分配しているのです。私は値段は聞きません。1個1.6クローネもする卵をせいぜい1—2個手に入れます。こうしたことは3—4週間に一度あるかないかのこと⁽¹³⁾です。」

この主婦の記した内容が決して誇張でなかったことは、さきに示した当時の配給量の内実と照らしてみても明らか⁽¹⁴⁾であろう。

もちろん、ウィーン市民には闇市場で必要な食糧を手に入れる方策も残されていた。しかし、その価格は法外なものであり、失業の危機に晒されていた当時の市民には到底手が届かないものが多かった⁽¹⁵⁾と言えよう。

2. 都市住民の「自衛行動」と食糧暴動

1918/19年の冬に都市住民を苦しめた燃料問題は、夏の訪れとともに一時的に緩和された。しかし、秋が深まるにつれてこの問題は再び都市住民の頭を悩ませることになった。次に紹介する1919年11月の警察報告書によれば、ウィー

ン市民の当面の関心が、来るべき厳寒期に備えて暖房用燃料をいかに調達するかに向けられていたことが読み取れる。また、この報告のなかで重要なのは、政府の対応不備に業をにやした住民が自衛行動に立ち上がりつつあること、そしてかれらの政府への不信感が強まりつつあるとする記述である。

「燃料不足のため住居を暖房したり、貧しい食事を煮炊きできないことが、当事者を絶望させている。住民は若干の燃料が搬入されていることには理解を示さず、自衛行動に走っている。木材・石炭輸送は頻繁に大衆から略奪をうけている。また、ウィーン近郊の森林は日を追って次第に荒らされている。こうした状況下において、現状に対する大衆の怒りと不満が増大しつつあることは理解できる。その際、かれらの不平は現政権に向けられており、現国家体制、社会民主党があらゆる窮状の責任を負わされている。⁽¹⁶⁾」

このように、住民の先行き不安感や現状に対する不満が錯綜するなかで、1919年の冬から翌20年の春になると各地で各種の社会問題や、住民の抗議行動・略奪行動が頻発することになる。まず、燃料をめぐる当時最も深刻化した社会問題は、先の警察史料でも言及されていたように、大都市近郊の森林が都市住民によって手あたり次第に伐採されたことであった。なかでも連日、大量の群衆が押し寄せたウィーンの森の荒廃ぶりは凄まじいものであった。1919年11月2日の警察報告書は、ある月曜日にウィーンのヒュッテルドルフ地区の森に現れた「森林荒らし (Waldfrevler)」は5千人に上り、僅か5人の森林監督官だけでは何らかの防止策をこうじることは不可能である、と述べている。⁽¹⁷⁾ また11月19日の報告は、燃料の対象になっているのが、近郊の森に限らず、市内の墓地・公園内の立木や標識であること、「森林荒らし」に参加しているのは国民各層にわたっており、その中には帽子を被った身なりの良い婦人や、新共和国で治安維持業務に携わっていた国民軍〔後述〕兵士の一団も含まれている、と伝えている。⁽¹⁸⁾

食糧・燃料不足に起因する当時の社会の混乱ぶりは、犯罪件数の極端な増加にもみてとれる。1921年のある公式資料によれば、1916年の犯罪件数は1万6,000件であったが、1918年には3万4,000件、1919年には4万4,000件、そして1920年には6万4,000件と16年の約4倍にまで増加している。また、この資料によれば、こうした増加分の多くが輸送食糧・家屋を対象とした窃盗行為やスリ行為等の「公共・他人の財産に対する侵害行為」と闇市場における不正行

為（価格吊り上げ等）に由来して⁽¹⁹⁾いた。

こうした日常的な軽犯罪の増加とともに、食糧不足に端を発する都市住民の「集団的略奪行動」もこの時期多発した。その代表的な事例に以下があげられる。

①1919年12月4/5日にチロル州インスブルックで発生した市内の商店、近郊の修道院に対する市民の略奪行動。

②1920年2月10日にシュタイヤーマルク州の工業都市レオーベンで労働者が起こしたデモ。配給量の少なさに憤慨した労働者が市内の経済局と市庁舎を占拠しようとするにいたって、郡警察当局が発砲したため、負傷者40名・死者5名（労働者3名・郡警察官2名）を出す惨事に発展した。

③1920年3月26日、シュタイヤーマルク州グラーツで労働者が「飢餓デモ」を実施し、州庁舎に乱入した。

④1920年6月7日、シュタイヤーマルク州のグラーツで発生したいわゆる『サクランボ騒動（Kirschenrummel）』。「中間層」の主婦が野菜・果実の法外な値段に抗議して市場で売り子に乱暴する。早朝に始まった騒動は、日中、学生・復員将兵の参加によって拡大した。州当局によれば、この騒ぎには共産党員も参加したとされる。この騒乱はさらに商店の略奪と映画館の破壊へと発展し、郡警察の発砲によって死者15名（内2名は少女）を出すに⁽²⁰⁾到った。

このように、当時の大都市部では、絶望的な食糧・燃料事情を背景にして、飢餓デモ・食糧暴動が相次いで発生した。ある研究者が指摘しているように、これらは「明確な政党政治的な色彩を帯びるにはいたっていなかった」が、参加者の顔触れをみても、そこには「労働者（Handarbeiter）や小ブルジョアジー」等、都市部の最下層住民の「階級的（klassenmäßig）」性格が強く顕れており、⁽²¹⁾オーストリアでは無力な少数派にとどまっていた共産党が、これら不満分子を掌握して革命の急進化を意図したことは事実であった。

以上のような事情から、オーストリアでは社会民主党の影響下にあった労働者レーテが、都市住民に対する共産党の影響力を減殺するため、「社会化」問題とならんで食糧問題の解決を最優先課題に設定したのは当然のことであった。労働者レーテによる食糧調達活動の実態と、ブルジョア政党・農民側の抵抗については次章で詳細に検討するとして、以下では当時の農村部が置かれていた状況を整理しておこう。

3. 農村部の状況

第1次大戦直後の農村住民を襲った問題は、戦線崩壊後に、規律を失った敗残兵や、オーストリア国内の収容所から釈放された外国人捕虜が、故郷へ急ぐ傍ら、通り道の農家を略奪して回ったことであった。さらに、飢えた都市住民が食糧を求めて、農村部を徘徊していたため、各地の治安状況は著しく悪化していた。当時の模様を伝える新聞記事の中にも、農村地帯における治安の悪さを伝える報告が数多くみられる。

例えば、1918年10月19日のある新聞によれば、シュタイヤーマルク州のレオーベンで、農民がジャガイモ泥棒を働いていた労働者を発見し、これと揉み合ううちに殴り殺すという事件が生じている。⁽²²⁾ また、同年11月28日のある新聞によれば、上オーストリア州のミュールヒアテル地方では、11月8日以来、ロシア人捕虜の手によると思われる、強盗殺人事件の犠牲者が17人も発生したとされる。⁽²³⁾ さらに1919年2月6日の社会民主党機関紙には、下オーストリア州のゼメリンク地帯には、中世風の衣装を身にまとった強盗団（女性も含む）⁽²⁴⁾ が出没して一帯の農家を襲い、食糧・現金・貴重品を略奪した、と記されている。もちろん、これらが、食糧危機に起因して当時多発した事件の一角にすぎないことは言うまでもない。

これに対して、各地の農村地帯では、当該村落の平和・秩序・財産・人身を守るため、農村住民による自警団が相次いで結成された。農民自警団のなかには、地域住民によって自発的に結成されたものの他、当時の農林省からの公式的要請に基づくものもあった。その代表例は、1919年8月に郡当局と郡警察の指導の下、ザルツブルク州で結成された農場防衛隊（Feldwehren）にみられる。この部隊の目的は、収穫物を守り、農場荒らしを阻止することであり、参加者の農民とその子弟には、当局から小銃と弾薬が支給された。⁽²⁵⁾

第1次大戦後の農村部の状況を記す場合に、忘れてならないのは、農村社会の疲弊・窮乏状況である。警察報告をもとに、ここではシュタイヤーマルク州農村部の窮乏状況と、農民の対応をみていこう。

①1919年2月16日に、シュタイヤーマルク州ビューラウで農民騒擾が発生し、商店が略奪された。その発端は、タバコ製品の不足・遅配であったが、警察報告が述べているように、その背景には略奪された商店主が「近郊の村落住民から最大の戦争利得者とみられていた」という事実があった。また、タバコ騒擾・

略奪事件に際して逮捕・送検された者12名の職種をみれば、農家下男3名、補助労働者3名、製皮工見習い3名、鍛冶職人見習い、日雇い労働者、農家住み込み女性奉公人（Inwohnerin）各1名と、農村社会の下層住民が多く参加していた。⁽²⁶⁾

②1920年5月には、フェルトバッハ郡の郡庁舎に近郊11村落から多数の農民と村長が現れ、郡長に以下のような要求を伝えている。

「1.我々代表者は、強制的穀物調達の時中止を要求する。我々は、義務を果たすために、できる限りの努力を払ってきた。しかし、我々はこれ以上（穀物を）供出する状況にない。それは自分たちが緊急に必要とする品物は、食糧との交換によってのみ獲得できるからである。商人が品物を自由に扱える一方で、我々に対して調達統制が実施されることに反対する。2.我々は、村落において食糧を自給できない者に、定期的にパンと小麦粉が支給されるよう要求する。重労働に携わる季節がくるというのに、現在の状態ではとても耐えられない。州政府には、〔食糧〕搬出は村落にも配慮がなされるような方法と範囲で実施されることを要求する。改善がなされない時には、食糧事情を改善するために、我々は自衛行動（Selbsthilfe）に移ることをよぎなくされ、村落に異質な分子の徹底的排除に乗り出さなければならない。3.搬出された家畜に対して、我々は受取時の即時支払いを要求し、従来の銀行振り込みによる事後送金を拒否する。4.我々は、村落人口数に見合った皮と靴底の支給を要求する。この支給は、州政府による皮・靴底の押収時に遡っておこなわれる。皮価格は家畜価格に相応しいものでなければならない。5.とくに緊急要求として、我々は塩（食用塩ひとりあたり1Kgと、適当量の家畜用塩）の即時支給を要求する。6.さらに我々は、適当量の砂糖・石油・マッチの即時支給を要求する。7.闇商取引〔阻止〕に精力的に介入するため、我々は、すべての車・荷馬車・疑わしいリュックサック所有者を停止させ、かれらが不当な食糧・必需品を所有している場合にはこれを没収し、さらにこれを村落の自活できない階層に分配、あるいは地区貧民救済基金に送付する権利の容認を要求する。もし、我々のこうした要求が満たされない時には、今後生じる結果については何の保証もできない。」⁽²⁷⁾

③さらに、7項目要求が提出された数日後（8月13日）には、リーゲルスブルクで、再び青年農民を中心とした一団が、砂糖とマッチを求めて、当地の商

店数軒に押し入り、陳列窓を破壊するという事件が生じている。⁽²⁸⁾

以上のシュタイアーマルク州の諸例をみる限り、都市部の状況とは比較にならないとは言え、大戦直後の農村社会でも、塩・砂糖・燃料等の食糧品・生活必需品不足はかなり深刻な問題になっていたと言える。つまり、次章以下で検討する労働者レーテ・国民軍部隊による食糧調達に対して、農民層が強い抵抗を示した背景のひとつとして、農村社会そのものが大戦中からの食糧・家畜強制供出制度〔1916年秋に創設され、1921年まで存続する国民食糧局（Amt für Volksernährung）による食糧管理制度〕によって疲弊していたことを充分に認識しておく必要がある。

II. 労働者レーテの食糧調達活動と農民の抵抗

1. 労働者レーテ・国民軍の活動

1905年と1917年のロシア革命の例にならって、オーストリアにも反戦運動が高揚した1918年の「1月ストライキ」の最中に、労働者レーテが成立した。スト終了後も、工場内の労働者レーテは残存し、帝国の瓦解時からその後少なくとも2年間にわたり、この機関は権力と政治的影響力を保持することになる。⁽²⁹⁾

労働者レーテの代表者は、この機関が「政党機関ではないこと」を再三に渡って強調していたが、レーテ内にはオーストリアの社会民主党勢力が多く結集していたことはまぎれもない事実であった。例えば、リンツ市の労働者レーテは310名の構成員をもっていたが、内295名が社会民主党に所属していたとされる。⁽³¹⁾

このように社会民主党と密接な関係をもっていた労働者レーテは、前章でみた危機的な食糧・燃料事情を緩和するため、食糧・燃料をめぐる不正行為取り締まりや調達に真先に着手した。1919年3月にインスブルックで結成されたレーテは、最重要課題として「公共の平和と秩序の維持」を掲げた他、行動計画として食糧統制を採択し、州当局に対してレーテとの協力を要請した。労働者レーテが計画した食糧統制策とは具体的に、幾つかの奢侈品目を例外とする全食糧品の配給化、利得行為（Wucher）・闇商人に対する闘争、価格低減化、商品・倉庫・酒場が保管する全食糧品の調達、食糧分配に携わる公共機関の労働者レーテによる統制、商店査察権の確保、等であった。しかし、レーテ側の申し出は、州政府内で多数派を形成していた保守的なキリスト教社会党によって拒否された。⁽³²⁾

ウィーンでも、労働者レーテの活動の大半は、食糧・燃料の闇売買の取り締まりに注がれていた。1919年8月に、ある靴商店主の住居を家宅搜索したレーテは、砂糖49Kg、紙巻タバコ1,800本、その他のタバコ製品、大量の石鹼等を押収し、これらはレーテ本部に保管された。他の労働者レーテは5,000Kgの乾燥スモモを押収し、当局への連絡なしに1Kgあたり4クローネで販売した。また、別のレーテは大量の燃料用木材を押収し、一部を苦しんでいる住民に販売したとされる⁽³³⁾。

労働者レーテの他、大戦直後の混乱期に闇売買の取り締まりや、農民からの家畜・穀物調達に組織的に投入された機関に、社会民主党の指導下1918年11月に新国軍として設立された国民軍がある⁽³⁴⁾。失業復員兵・失業労働者を基盤としていたこの部隊は、シュタイヤーマルク州では、供出を渋る農民から、短期間に約500頭の家畜を調達することに成功した⁽³⁵⁾。インスブルックでは、国民軍は「戦時利得取締り局（Kriegswucheramt）」から命令されて、家宅搜索に携わっているし、ウィーンでは各駅に配置されて、旅行者の背のうや鞆を開けて、かれらが農村部で購入した闇食糧品を調査した。また、この機関は、隠匿された食糧を求めて、各家庭や闇商人宅で家宅搜索を実施したが、こうした厳しい取り締まり方法や、一部の国民軍兵士のモラルの低さ（勤務中の喫煙・サッカー遊び、押収品の着服等）⁽³⁶⁾に対して、各方面から強い不満の声が聞かれた⁽³⁷⁾。

しかし、食糧調達に関連する国民軍・労働者レーテの活動に対して、とくに激しい不満が噴出したのは農村部においてであった。その際、農民の不満の対象となったのは、労働者レーテによる価格決定や、その強引な食糧調達方法であった。この点について、キリスト教社会党に所属し、当時の大連合共和国政府内で農林大臣の地位にあったシュトゥークラー（Josef Stöckler）は、農民側を擁護する視点から次のように述べている。

「地域における価格決定や食糧搬出に際して抵抗が生じても、労働者レーテ・兵士レーテが、こうした食糧搬出や不十分な価格設定を、赤色国民軍の機関銃の助けを借りて遂行できると考えているのなら笑止千万である。産業が集中している全ての地域で不平が高まっている。それは、労働者レーテが農民層の代表者と調停する際に、乱暴狼藉を犯しているという不平であり、価格決定にあたって公正な議論をすると、答えとして野蛮な暴力が返ってくるという不平である。私はこの問題に関し、社会民主主義の指導者がかれらを鎮め、秩序を達

成するよう警告する。こうした威嚇行為は、帝政主義者のプロパガンダの地盤をつくっている。⁽³⁸⁾」

もちろん、すでに述べたように、以上の発言が農民側の利益擁護を目的としてなされたことは言うまでもない。しかし、彼の主張にもみられるように、当時の都市部の窮状を緩和するために実施された食糧調達、その過程で農民の生活基盤を損なう方向に作用したこともまた事実である。例えば、上記の発言で争点のひとつとして指摘されている価格決定問題をみても、1920年初頭のある農業新聞が述べているように、労働者レーテが家畜調達に際して提示した価格が、農民があらたに必要とする家畜購入額には遠く及ばないという矛盾も残⁽³⁹⁾されていた。

さきのシュトゥクラーの発言で問題とされているもうひとつの点、つまり労働者レーテによる、強引な食糧調達の実態についても、断片的であるが、筆者が入手した当時の警察史料からも確認できる。例えば、1920年6月にシュタイヤーマルク州のカップフェンベルク地区では、労働者部隊が各地で家畜の調達をおこなった。その際、かれらは「この行為は労働者レーテの決定により合法的行為である」、「郡当局の委任によるものである」と説明したが、これらが違法行為であったことを後に労働者代表が認めている。⁽⁴⁰⁾

以下では、1919年～20年にかけてのこうした労働者レーテ・国民軍の農村部における調達行動が、農民達の反感をいかに増長させ、農民達をどのような対抗行動に結集させたかを見ていこう。

2. 農民レーテ (Bauernräte) の抵抗

1918年以降、労働者レーテ・兵士レーテの所在地区や、その近郊地区では相次いでいわゆる農民レーテが成立した。1919年4月19日の『農民新聞』に掲載された活動規範によれば、農民レーテの役割は「1. 私有財産の保護、2. 治安維持業務の維持、3. 争いの調停、4. 主人不在の農業経営維持、5. 闇取引阻止、6. 食糧事情の監視と緊急時の援助」となっていた。⁽⁴¹⁾

以上を見る限り、農民レーテの活動内容は、大枠において労働者レーテのそれと大差ないように思われる。しかし、農民レーテの真の目的が、労働者レーテ・兵士レーテ活動を牽制することにあつたことは、「農民レーテが農民層の自主的自治活動の産物としてではなく、既成のブルジョア政党の指導下に成立した⁽⁴²⁾」という経緯から明らかになる。この農民レーテとブルジョア政党の緊密

な関係を示す証拠に、下オーストリア州の農民レーテ構成員選出条項がある。そこでは、この機関の構成員を選出する権利を有するのは、キリスト教社会党の傘下団体であった農民連盟（Bauernbund）に限定されていた。⁽⁴³⁾

いわば、ブルジョア政党の対社会民主党政策、革命的レーテ運動に対する防衛政策の一貫として成立した農民レーテは、革命の急進化を阻止するため、1919年3月以降、農村部からの食糧調達問題に携わる町村・地区・州経済委員会（Wirtschaftskommission）内で、食糧価格、供出割当等の設定・統制について、労働者レーテ・兵士レーテと「協力」する戦術を採用する。⁽⁴⁴⁾それは、都市部への食糧供給を討議する場で、「社会民主党穏健派と協力することによって、労働者・兵士レーテ内の急進派を孤立・抑圧する」ためであった。⁽⁴⁵⁾この点は、1919年7月15日の『農民連盟』紙の一節からも確認できる。そこでは、経済委員会内部における社会民主党「慎重派」との協力が、「ボルシェヴィキの活動を食い止めた」と高く評価されている。⁽⁴⁶⁾

農民レーテの階級性格をあらわす事例として、ここではさらに、経済委員会内部における活動の実態を付言しておこう。上オーストリア州リンツ市で、労働者レーテが牛乳提供を渡る大農について苦情を述べた際、農民レーテは、批判の対象とされた大農に対して何らかの措置をとることに同意するどころか、逆に農家の牛乳搬出量を増加させる条件として、牛乳価格の倍増を要求し、長時間にわたる交渉の結果、最終的に50%のアップをかちとっている。⁽⁴⁷⁾つまり、経済委員会内部では、労働者レーテとの間に真の協力がなされたのではなく、農民レーテは常に農民の利益を擁護する側にあったのである。

以上は、食糧供給問題を争点とする農民の抵抗のうち、ブルジョア政党によって組織・指導された「制度的」抵抗とすることができよう。しかし、農民レーテの活動範囲は、労働者レーテが成立していた都市部や工場地帯にとどまっており、概して大規模な活動を展開するにはいたらなかった。またなんらかの活動を遂行したとしても、それはあくまで労働者レーテの要求に対する対抗活動としての性格を強く帯びていた。⁽⁴⁸⁾

一方、1919年から20年にかけて食糧調達の現場となった農村部では、農民レーテを媒介とする「制度的」抵抗とは異質なアナーキズム的抵抗、つまり食糧調達者に対する無差別な農民の集団的武力抵抗が幾つも生じている。そのうち以下では、警察史料によってある程度具体的検証が可能となるものを紹介してお

こう。

3. 農民の武力抵抗

①1919年2月28日、シュタイヤーマルク州ヒンターエッグの村落で食肉（800 Kg）の調達をめぐって問題が生じた。調査に赴いた郡警察パトロールが帰途の途上、レーエンベルク地区に武器を持った青年多数を発見した。参集の目的を問われると、青年達は家畜調達の際、不公正がないかどうかを見るためだ、と説明した。この時、近郊の家屋から猟銃・棍棒で武装した約130名の男達が姿をみせ、郡警察官を取り巻いた。かれらは、この地区での家畜調達に反対しており、不公正には我慢できないと述べた。武装した圧倒的多数に対して抵抗しても成功する見込みがないため、強制調達の実施は中止されなければならなかった。この武力抵抗には近郊の村落住民も参加していた。⁽⁴⁹⁾

②1919年3月7日、シュタイヤーマルク州シューナウの村落で、郡警察員支援の下、穀物の強制調達が計画された。徴用委員会が午前11時頃、下見を終えてある農民宅を出た所、一部は猟銃で、一部は棒等で武装した30～40名に取り巻かれた。かれらは、即座に穀物の強制調達を中止するよう要求した。数分後、さらに各所から同様に銃で武装した約100名の男達が委員会のところにやって来て、郡警察官に銃剣の除去と武器の引き渡しを要求した。郡警大尉はその際複数の男に殴打され頭部に重傷を負った。ある郡警察官は群衆から武装を解かれ、丘から下になげおとされた。さらに彼は、やっとのことで逃げ出すまで、約50人の男達によって手荒い扱いをうけた。他の郡警察官も武装を解かれ、負傷させられた。秩序維持のため、ハルトベルクにグラーツから200人の労働者支援部隊、ハルトベルクの郡警察官60名、ウィーン⁽⁵⁰⁾の郡警察官70名が動員された。

③1919年2月6日以来、シュタイヤーマルク州の保養地グライヘンベルクにグラーツの国民軍第10連隊が駐屯していたが、3月2日に国民軍兵士が同村の青年を殴ったため、国民軍部隊と同村の青年の間に緊張状態が高まった。4日に居酒屋で国民軍兵士と青年農民の間に殴り合いが生じた。翌日、ある農民の息子——かれは復員兵であると同時に同村の護国団指揮官——が村長に、その日のうちに国民軍が村を離れることを要求し、そうしない時は、青年達は、国民軍を武力で放逐すると伝えた。その後、国民軍部隊と青年の間に発砲事件が生じる。15～20人の青年農民達は、居酒屋にいた国民軍兵士に発砲した。こ

れに対して、国民軍兵士は居酒屋に5台の機関銃をすえて発砲した。国民軍側に重傷者1名。農民側の損害不明。戦闘は約4時間継続。この発砲事件の契機となったのは、農民およびブルジョア住民の国民軍に対する反感である。⁽⁵¹⁾

④1919年4月10日、11日にオーストリア州のシュタイナキルヒェンとピィラフェルトで闇売買に関連して農民の抵抗が生じた。シュタイナキルヒェン近郊のある農民が、豚と雄羊を国家が定めた最高価格以上で闇取引しているという情報に基づいて、国民軍部隊が調査のためパトロール隊を派遣した。この隊には、労働者レーテ員も参加した。ピィラフェルトにおける調査の際、短時間のうちに50～60名の武装農民が集まった。国民軍パトロールは衝突を避けるため、農民との間に、両者が武器から弾薬を抜くという協定を結んだ。しかし、農民が国民軍兵士に武器譲渡を要求したため、殴り合いが生じ、国民軍兵士3名が負傷（内1名は重傷）した。知らせをうけた、僚友兵士はパトロール隊を支援するため、翌11日の午前3時に到着した。前日の敵対的態度によって同村の村長を逮捕。さらに、暴力行為に加担したと証明された農民2名も逮捕された。その間に、50～60名の武装農民が国民軍兵士に対して敵対行動をとりはじめ、発砲した。これに国民軍側が応戦すると、農民は逃亡した。⁽⁵²⁾

⑤1920年2月26日に下オーストリア州、ループレヒツホーフェンで穀物調達に出掛けた徴用委員会がある宿屋に宿泊したところ、翌早朝、棒で武装した約30～40名の農民が押し掛けた。農民の数は次第に増え、宿屋を取り巻いた。かれらは委員会を「悪党、強盗、盗人、仕事ざらいのならず者」と罵り、農民と話し合いをもとうとした代表者に暴行を加えた。委員会が再度、宿屋内に逃げ込むと、農民達は「隠れてる国民軍を捜しだせ、奴らを縛り首にしてやる」と叫んだ。⁽⁵³⁾

以上の諸例からは、食糧調達対象地区の農村住民が、労働者レーテ・国民軍、さらには郡警察等の国家権力機関に対して、一種憎悪に近い敵対感情を抱いていたことが具体的に検証できよう。

おわりに

以上の考察を通じて明らかとなったように、共和国誕生直後の絶望的な食糧・燃料不足は、当然の帰結として、大都市における失業者の激増、都市住民の飢

餓暴動・略奪・デモ等、数々の社会問題を派生させた。そうしたなか、社会民主党の影響下にあった労働者レーテ・国民軍は、都市住民の窮状を緩和するため、市町村当局と協力して、あるいは独自の判断で、農村部に食糧調達に赴いたが、こうした食糧調達活動は、調達の現場となった農村部で数々の抵抗に直面した。そうした抵抗のひとつに、キリスト教社会党と密接な関係にあった農民レーテの抵抗があった。また、農民レーテの影響が及ばない地域でも、労働者レーテ・国民軍の食糧調達活動は、農民の反感を募らせ、場合によっては、地域農民の過激な武装抵抗を引き起こした。

こうした農民の抵抗は 1920年3月の新国防軍設置による国民軍廃止、同年10月の連邦議会選挙での社会民主党の敗北と「ブルジョア連合」政権の成立、またオーストリアの食糧供給事情の好転をうけた、1922年春の食糧配給制度の廃止という政治的・経済的变化のなかで次第に鎮静化する。しかし、大戦直後の食糧調達問題は、単なる社会問題の枠を超えて、その後のキリスト教社会党と社会民主党の政党間対立、および農民と労働者の階級的対立、農村と大都市の地域間対立を深化させる重要な要因のひとつとなったという点で極めて重要な歴史的意義をもったのである。⁽⁵⁴⁾

次に、これまで筆者の主要関心をなしてきたオーストリアの護国団運動研究と、革命期の食糧調達問題の関連性について記してみる。冒頭でも指摘したように、護国団の組織化が開始されるのは1920年代に入ってからのものであり、第1次大戦直後の活動については、運動が1934年に著した宣伝書『オーストリアの郷土防衛隊 (Heimatschutz in Österreich)』にも詳しい記述はみられない。⁽⁵⁵⁾しかし、護国団の起源的形態であった各種の農民自警団が、都市住民・帰還兵士の略奪にさらされていた地域を中心に相次いで結成されたのは、ほかならぬ1918/19年にかけてであったし、前節の警察報告から明らかとなったように、国民軍に強い反感を示し武装抵抗を試みた農村青年の中には護国団構成員も含まれていた。

もちろん、本稿の考察からは、革命期の農民の反抗に参加した農村住民の全てが、後に護国団運動に加わったという確証は得られなかった。また、後の護国団運動の発展に決定的な契機となったのが、オーストリアに内戦的状况を生起させた1927年の「7月事件」と、その後の社会民主党とブルジョア諸政党の対立激化であったことは客観的な事実であるし、20年代の護国団の組織化にあ

たって、キリスト教社会党やカトリック教会が果たした積極的な役割や影響力も、この運動の「正統性」を高めるうえで重要な意味をもっていた。しかし、20年代末から30年代初頭にかけて、護国団が主張した反社会民主党・反ウィーン宣伝や、これを補強したカトリック教会の反マルクス主義宣伝が農村部で説得力をもち、さらに農民層の一定の部分を護国団に結集させることができたのは、革命期の食糧調達活動をひとつの契機として、農村部に大都市や労働者・社会民主党に対する強い反感が醸成され、これがその後も存続していたからにほかならない。

註

- (1) 例えば Walter Wiltschegg, *Die Heimwehr. Eine unwiderstehliche Volksbewegung?*, München, 1985, S. 274ff; Clifton E. Edmondson, *The Heimwehr and Austrian Politics 1918—1936*, Athens, Georgia, 1978, p.38f; Francis L. Carsten, *Faschismus in Österreich. Von Schönerer zu Hitler*, München, 1977, S. 300; Fritz Fellner, "The Background of Austrian Fascism", in: Peter F. Sugar (ed.), *Native Fascism in the successor States*, Santa Barbara, 1971, p.20f. を参照。
- (2) ある研究者はオーストリア革命を次の3時期に分類している。その第Ⅰ期は1918年10月末から19年2月までで、この時期にはブルジョア住民を含めた革命運動の広範な広がりがみられた。第Ⅱ期は、1919年3月から7月で、革命の頂点期にあたるこの時期には、社会変革実施を求める暴力行為が頻繁に生じた。第Ⅲ期は1919年8月から1920年10月までで、これは革命の退潮期にあたる。しかし、革命運動は西部諸州では19年中頃までにすでに後退していたのに対し、東部のオーストリア州の工場地帯では21年末まで継続したように地域的・时期的偏差があった。Gerhard Botz, *Gewalt in der Politik. Attentate, Zusammenstöße, Putschversuche, Unruhen in Österreich 1918 bis 1938*. München, 1986², S. 23.
- (3) 拙稿「両大戦間期オーストリアにおける護国団の成立と初期の発展過程」『東欧史研究』第9号（1986年）2-26頁、同「オーストリア護国団運動の運動主体——1920年代後半の台頭期を中心に——」『歴史学研究』No.578（1988年3月号）1-18頁。
- (4) それでもこの時期にかかわる研究としては以下がある。酒井農夫「1919年における経営評議会と社会化について」『季刊・社会思想』3-2, 1973年, 258-271頁。長場真砂子「オーストリア・ハンガリー帝国の崩壊とドイツ系オーストリアにおける新国家設立に関する一考察」『東欧史研究』第7号（1984年）49-86頁。矢田俊隆「オーストリア・ハンガリー帝国の解体と中欧——1918-19年のドイツ系オーストリア国の立場を中心に——」『ハプスブルク帝国史研究』（岩波書店, 1977年）549-595頁。

- (5) Klemens von Klemperer "Austria 1918—1920: Revolution by Concensus", in: *Orbis*, No 10, 1967, p.1061—1081. この点は、第1次レンナー政府閣僚の所属政党からも具体的に検証できる。全14名の閣僚中、社会民主党は3名〔首相・外務・社会福祉〕、キリスト教社会党は4名〔内務・交通・農林・公共〕、ドイツ民族主義派は5名〔国防・財務・教育・司法・通産〕、無所属2名〔厚生・食糧〕となっていた。Walter Kleindl, *Österreich. Daten zur Geschichte und Kultur*, Wien, 1978, S. 312.
- (6) 例えば、対外的には新国家の国境画定問題・講和条約問題があったし、国内的には8時間労働制・「社会化問題」・新軍設立問題、等があった。この時期の諸問題については、Erika Weinzierl/Kurt Skalnik(Hrsg.), *Österreich 1918—1938. Geschichte der Ersten Republik*, Bd. 1, 2, Graz, Wien, Köln, 1983; Felix Kreissler, *Von der Revolution zur Annexion Österreich 1918 bis 1938*. Wien, 1970, S. 53—93; Norbert Leser, *Zwischen Reformismus und Bolschewismus Der Austromarxismus als Theorie und Praxis*, Wien, Köln, Graz, 1985², S. 135—201; Otto Bauer, Die österreichische Revolution, Wien, 1923, in: *Werkausgabe*, Bd. 2, Wien, 1976, S. 489—866. 等を参照。
- (7) Lajos Kerekes, "Wirtschaftliche und soziale Lage Österreichs nach dem Zerfall der Donaumonarchie", in: *Acta Historica Hungarica*, Bd. 21, 1975, S. 352.
- (8) Botz, *a. a. O.*, S. 39, 43.
- (9) Kerekes, *a. a. O.*, S. 353f. 産品別にみてもパン用穀物の一人あたりの年間収穫量は、戦前10年間の2 q (ツェントナー) に対して、戦後は1.3 qとなっていた。同様にジャガイモも戦前の一人あたりの年間消費量3.25 qに対して2.1 qの年間収穫量(1924年)にすぎなかった。Gustav Otruba: ">Bauer <und> Arbeiter<in der Ersten Republik", in: G. Botz, H. Hautmann, H. Konrad (Hrsg.), *Geschichte und Gesellschaft*, Wien, 1974, S. 62.
- (10) Bauer, *a. a. O.*, S. 644.
- (11) Oskar Bosshard, *Die Schweizer Hilfsaktion für die hungernde Stadt Wien*. Bern, 1921, S. 92f. 食糧配給制度が導入されたのは、1915年4月11日のことである。この時点では小麦粉とパンが対象とされたが、16年5月12日に牛乳、同2月17日に脂肪、17年10月21日にジャガイモ、同11月24日に石炭、18年7月1日に牛肉と、対象は年をおって拡大された。また、配給量も戦争の長期化に従って悪化していく。例えば、砂糖の配給量は当初は(16年4月19日)4週につきひとりあたり1.25Kgと定められていたが、17年4月1日には1ヶ月1Kg、同11月1日に0.75Kgと減少した。Fritz Kaufmann, *Sozialdemokratie in Österreich. Idee und Geschichte einer Partei von 1889 bis zur Gegenwart*, Wien, München, 1978, S. 158, Anm. 19a. パン・小麦粉・脂肪配給券制度は1922年3, 4月にかけて相次いで廃止された。Kronen-Zeitung, 25. März 1922; Neuigkeits-Welt-Blatt, 22. April 1922, in: Christine Klusacek/Kurt Simmer (Hrsg.), *Dokumentation zur öster-*

- reichischen Zeitgeschichte* (以下 *Dokumentation*), Wien, München, 1984, S. 272.
- (12) Bauer, *a. a. O.*, S. 644.
- (13) Brief von Fritz Sallaba, in: Bosshard, *a. a. O.*, S. 12f.
- (14) 1919年1月~3月期の模様をあるスイス人新聞記者は次のように記している。「全く搬入のない市場の様子は無情にみえる。早朝の4時から数千人の人が立っているが、彼等は数時間後には空の籠をもって再び帰宅しなければならない。とくに肉不足が継続している。すでに14日間も肉は配給されておらず、オーストリア人も外国人も脂肪なしの野菜料理で満足しなければならない。…。毎日、路上では力尽きて倒れる人の姿を目にするし、路上で飢えに苦しむ人、時には家族の数も日をおって増えている。破局的になりつつあるのは、石炭不足である。あらたな寒波が街の上を覆い、厚い霧が暗い闇を増しているにもかかわらず、室内暖房は皆無である。」Brief von Redakteur Willi Bierbaum, Mitglied der schweizerischen Delegation, veröffentlicht in der "Neue Züricher Zeitung", Feb./März 1919, in: Bosshard, *a. a. O.*, S. 101f.
- (15) 例えば1919年2月14日のスイス調査団報告によれば、ウィーンにおける主要食糧品の最高公定価格と闇価格は以下の如くであった〔貨幣単位クローネ〕。小麦粉1キロ2.76 (闇: 25.0), 牛肉1キロ(a)8.20~10.0, (b)14.0~20.0, (c)22.0~28.0 (闇: 40.0), 牛乳1ℓ, 1.20 (闇: 3.0), 白砂糖1キロ3.04 (闇: 24.0), バター1キロ (闇: 80.0), ジャガイモ1キロ0.72 (闇: 4.0)。Bosshard, *a. a. O.*, S. 92.
- (16) Allgemeines Verwaltungsarchiv Wien(以下 AVA), Bundeskanzleramt Inneres(以下 BKA), Kt. 4860, 42409-919, Wien 17. Nov. 1919.
- (17) AVA/BKA, Kt. 3835, 39978, Wien, 2. Nov. 1919, Polizeidirektion Wien.
- (18) AVA/BKA, Kt. 3835, 43182-19, Wien 19 Nov. 1919, Polizeidirektion Wien.
- (19) Wenzel Gleispach, "Criminality in Austria", in: *Present Day Social and Industrial Conditions in Austria*, Philadelphia, 1921, p.68f.
- (20) Botz, *a. a. O.*, S. 77f. 第4の事例について筆者が入手した州郡警察本部報告は、「物価高に対する抗議行動が、共産主義的騒乱に利用された」と印象を伝えている。AVA/BKA, Kt. 5131, 28306/20, Graz, 8. Juni 1920, Telephondepesche des Landesgendarmierkommandos.
- (21) Botz, *a. a. O.*, S. 77.
- (22) Neues Wiener Tagblatt, 19. Oktober 1918, in: *Dokumentation*, S. 162.
- (23) Kronen-Zeitung, 28. Nov. 1918, in: *ebenda*, S. 163.
- (24) Arbeiter-Zeitung, 6. Feb. 1919, in: *ebenda*, S. 164.
- (25) Ernst Hanisch, "Salzburg", in: Erika Weinzierl/Kurt Skalník (Hrsg.), *a. a. O.*, S. 922f.
- (26) AVA/BKA, Kt. 5131, 9955-19, Wien, 15. März, Polizeidirektion

- Wien.
- (27) AVA/BKA, Kt. 5131, 29629/20, Graz, 15. Juli 1920, Steiermärkische Landesregierung.
- (28) *Ebenda*.
- (29) Kreissler, *a. a. O.*, S. 61.
- (30) Francis L. Carsten, *Revolution in Mitteleuropa 1918—1919*, Köln, 1973, S. 95.
- (31) *Ebenda*, S. 93. また1919年ウィーンで実施された労働者レーテ代議員選挙で、共産党は総投票数の僅か5%を獲得したにとどまった。Martin Kitchen, *The Coming of Austrian Fascism*, Montreal, 1980, p.14.
- (32) Carsten, *Revolution*, S. 95.
- (33) *Ebenda*, S. 97.
- (34) オーストリア第1共和国の新軍設立問題と、国民軍の成立・解体過程および性格等については、Ludwig Jedlicka, *Ein Heer im Schatten der Parteien. Die militärische Lage Österreichs 1918—1938*, Graz, Köln, 1955, S. 1—31. を参照。
- (35) Carsten, *Revolution*, S. 78.
- (36) *Ebenda*, S. 98.
- (37) *Ebenda*, S. 85, 95, 97.
- (38) Siegfried Mattl, *Agrarstruktur, Bauernbewegung und Agrarpolitik in Österreich 1919—1929*, Wien, Salzburg, 1981, S. 80f.
- (39) 例えば、ある農民は1920年初頭に乳牛1頭を1,337クローネで売却したが、新規に乳牛を購入する際には5,600クローネを支払わなければならなかった。Mattl, *a. a. O.*, S. 83.
- (40) AVA/BKA, Kt. 5131, 65619/20, Graz, 26. Okt. 1920, Steiermärkische Landesregierung.
- (41) Mattl, *a. a. O.*, S. 70f.
- (42) *Ebenda*, S. 69.
- (43) *Ebenda*, S. 71f. 大戦後制定された下オーストリア州農民連盟の規約は以下の如くであった。1. 農業生産と緊密な関係にある産業・職業グループの奨励。2. 農業専門家養成用の専門学校設立奨励。3. 戦傷者・未亡人・孤児の保護。4. 農業経営の社会化を通じて個人財産の廃止をもくろむ社会民主主義との闘争。5. キリスト教的見地の積極的護持。6. 農業者の社会的環境の改善。7. 農業問題解決をめざす全農民連盟の統合。Otruba: *a. a. O.*, S. 67f.
- (44) Mattl, *a. a. O.*, S. 74.
- (45) *Ebenda*, S. 72f.
- (46) *Ebenda*, S. 74.
- (47) Carsten, *Revolution*, S. 93.
- (48) Mattl, *a. a. O.*, S. 71. 農民レーテの成立が多くみられたのはウィーンに近い、従って労働者レーテの活動が活発な上下オーストリア州、シュタイヤーマルク州であった。シュタイヤーマルク州では計39の町村に農民レーテが結成さ

れた。これに対して、フォアアルベルク州では農民レーテの結成は一部にとどまったし、ケルンテン州、チロル州ではレーテの結成は書類に記載されたにすぎなかった。Mattl, *a. a. O.*, S. 79.

- (49) *AVA/BKA*, Kt. 5131, 9955—19, Wien, 15. März 1919, Polizeidirektion Wien. これを含む以下の当局側史料は引用箇所・長さ等において若干異なるが, Mattl, *a. a. O.*, S. 82ff. ですでに使用されている。
- (50) *AVA/BKA*, Kt. 5131, 9955—19, Wien, 15 März 1919, Polizeidirektion Wien.
- (51) *AVA/BKA*, Kt. 5131, 9357—19, Gleichenberg, 6. März 1919, Landesgendarmieriekommando, Abt. Graz Nr. 19, Posten zu Gleichenberg: *AVA/BKA*, Kt. 5131, 8755—19, Telephondepesche vom 6. März.
- (52) *AVA/BKA*, Kt. 5066, 18123/19, Wien, 14. April 1919, Landesbefehlshaberamt in Wien.
- (53) *AVA/BKA*, Kt. 5068, 13546—20, Wien, 24. März 1920, Staatsamt für Heerwesen. ここでは主に過激な抵抗が頻発した東部諸州の例をみたが, 西部でも官憲に対する農民の抵抗は若干生じている。詳しくは, Botz, *a. a. O.*, S. 77. を参照。
- (54) オーストリア社会民主党左派の理論家オットー・バウアー (Otto Bauer) は, 農民層は革命の勃発に際し, これが旧陸軍の穀物・家畜強制供出制度を終結させると期待したが, 共和国初期の労働者レーテによる供出制度の継続により, 革命に失望し, 旧軍に対するのと同様にプロレタリアートに対する憎悪を抱き始めた, と述べている。Bauer, *a. a. O.*, S. 650f.
- (55) ただし, チロルの指導者〔弁護士〕で後に初代全国指導者に就任するシュタイドル (Richard Steidle) は, 1922年4月に闇売買・価格操作・供出拒否に携わったという容疑で告訴された農民の弁護に尽力したとされる。Mattl, *a. a. O.*, S. 68f, 94.
- (56) しかし, 自警団の性格と自警団成立の契機は, ケルンテン州・シュタイアーマルク州南部では他地域とはかなり異なっていた。当地では大戦直後の国境画定問題を争点として発生したユーゴ軍との戦闘を契機に自警団が結成された。以上については, 拙稿「両大戦間期オーストリアにおける護国団の成立と初期の発展過程」3頁参照。
- (57) ウィーンにおける労働者大衆の騒乱, 地方における交通・通信スト, 工場占拠の経過, 事件に際しての護国団の動員状況・役割については, 同上論文, 14—15頁参照。
- (58) 20年代後半以降の台頭期においても, オーストリアの農民が総じて護国団に共鳴していたわけではない。農民層のなかには, 既成政党であるキリスト教社会党や農村同盟 (Landbund) の指導に従った部分のみならず, 護国団に真向から敵対したグループもあった。こうした農民層の護国団に対する複雑な対応の理由は, 従来の研究でも十分に解明されていないが, 準軍事団体・軍事スポーツ団体としての性格を併せもっていた〔拙稿「オーストリア護国団運動の運動

主体——1920年代後半の台頭期を中心に——」14-15頁参照) 護国団への参加にあたって、農民の「塹壕体験」の有無が一定の役割を果たしたとも考えられる。例えば、1928年6月12日付の在ウィーン合衆国大使館付武官ヒックス(W.W. Hicks)報告は、同年初夏の時点で15万を数えたとされる団員のうち、約7割が農民層と農村部のその他の諸階層、約2割が学生・知的専門職・公務員・商業従事者、そして残りの1割が労働者であったと指摘した上で、さらに全団員の7割以上が第1次大戦に出征した経験をもっていたと記している。Edmondson, *op. cit.*, p.59. この点については Mattl, *a. a. O.*, S. 113—117. も参照。

(筆者の住所 〒305 つくば市松代 5-541-1)